

緊急事態宣言に伴う保育料などの取り扱いについて

新型コロナウイルス感染防止のため、登園自粛要請にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。保育料などにつきましては、日割することといたしますので、お知らせします。

記

1. 対象期間 令和2年4月8日～5月31日（登園自粛要請期間により、更新の可能性あり）

2. 対象施設 大野城市内の認可保育所、認定こども園〔保育定員〕、小規模保育事業所

3. 保育料などの算定（日割）方法

（1）通常保育料〔3歳未満児〕

$$\text{日割額} = \text{月額} \times \frac{\text{該当月の利用日数}(\ast 1)}{25\text{日}} \quad (\text{10円未満切捨})$$

（2）延長保育料〔利用児童〕

$$\text{日割額} = \text{月額} (3,000\text{円}) \times \frac{\text{該当月の利用日数}(\ast 2)}{20\text{日}} \quad (\text{10円未満切捨})$$

【重要】5月以降、「延長保育を自粛いただける方」は利用中止届を施設に提出してください。

（5月15日まで受付可能、5月の利用がなければ1日に遡っての中止も可能です）

※利用日数（分子）は、分母を超える場合、分母の日数とする（※1：25日、※2：20日）。

（3）副食費〔3歳以上児〕 各保育施設にご確認ください。

4. 手続き 不要です（市が施設に「各月の利用日数」を確認し、日割します）。

5. 精算方法（保育所のみ、※認定こども園〔保育定員〕、小規模保育事業所は施設にご確認ください）

- 原則、「日割額」と「月額」との差額（過払分）を、翌月の月額に充当（減額）し、精算します。詳細は各月に発行予定の明細をご確認ください。

（例：5月の月額〔支払期日（口座振替）：6月1日〕に4月の過払分を充当し、軽減します）

- 該当月末に利用日数を確定後、日割するため、ひと月遅れの充当にご理解をお願いいたします。

以上